平成２３年（フ）第３１９号
岡山市中区祇園48番地１　レオパレス祇園102号
債務者　藤田　忠司
１　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０５号
神奈川県藤沢市片瀬３丁目６番27号　スズキテラスＢ－２
債務者　浅賀　信助
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８５号
神奈川県大和市中央林間西２－４－48　下田荘204号、住民票上の住所神奈川県大和市中央林間西２丁目４番48号　下田荘201
債務者　大和　笑美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７号
北海道河西郡芽室町東10条９丁目４番地１
債務者　高橋　　誠
１　決定年月日時　平成23年８月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
沖縄県うるま市字宮里263番地１　テラス高江洲３－Ｂ
債務者　山本　美佳
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７号
岡山県新見市哲多町田淵2087番地
債務者　井原　徳一
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月３日午前11時30分　岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第４５２号
栃木県宇都宮市富士見町３番３号　富士見市営住宅３号棟65号室、前住所栃木県宇都宮市富士見町３番７号　富士見市営住宅７号棟166号室
債務者　梶　　浩之
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７４号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目８番２号　ＳＵＮキャッスル407、前住所栃木県宇都宮市東町155番地11
債務者　鈴木　英臣
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５００号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1106番地４宝積寺ハイツＥ203、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1488番地
債務者　関根　健一
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2554番地61　ロワールレジデンスⅢ106号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町緑町４丁目１番18号　コーポⅡ渡辺110
債務者　福田　達留
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１６号
栃木県宇都宮市岩曽町1542番地５
債務者　青木　静佳
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１７号
栃木県大田原市紫塚３丁目2609番地１　ノースアベニュー紫塚303号、前住所東京都青梅市根ヶ布１丁目652番地
債務者　土屋　　繭（旧姓仲島）
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６８号
愛知県豊田市小坂町14丁目41番地３　アヴニール小坂405号、旧住所愛知県豊田市三軒町５丁目13番地１　ロイヤルマンション豊田304号
債務者　鎌田千穂子
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９４３号
福岡市西区生松台２丁目４番５号
破産者　有限会社アソ・スペースデザイン
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００６号
福岡県福津市畦町714番地の１
破産者　桑野建設有限会社
１　決定年月日　平成23年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部